

## ストック・オプションの付与について

株式会社日立製作所（コード番号：6501）は、2004年4月28日開催の取締役会において、企業価値の増大に向け、取締役、執行役及び従業員の意欲や士気を一層高めることを目的として、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づいて、ストック・オプションとして新株予約権を下記の通り発行することの承認を求める議案を2004年6月24日開催の当社第135回定時株主総会に提案することを決議しました。

### 記

#### 1. 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式150万株を上限とする。

但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、新株予約権の目的となる株式の数を調整する。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

#### 3. 発行する新株予約権の総数

1,500個を上限とする。なお、新株予約権1個につき発行する普通株式の数は1,000株とする。但し、前項に定める株式数の調整を行った場合、新株予約権1個につき発行する普通株式の数についても同様の調整を行う。

#### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### 5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額は、新株予約権発行に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除く。）又は新株予約権発行日の終値（終値のない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち新株予約権発行日に最も近い日の終値）のどちらか低くない方（以下、「時価」という。）に1.05を乗じた金額とする（1円未満の端数は切り上げる。）

なお、新株予約権の発行日以降、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く。）には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の既発行株式数は当社が保有する自己株式の数を除き、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

#### 6．新株予約権の行使期間

新株予約権の発行日から1年間が経過した日から3年間

#### 7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、取締役、執行役又は従業員の地位を失った後も6ヵ月間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、その者の新株予約権は即時失効する。
- (2) その他の行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する契約に定めるところによる。

#### 8．新株予約権の消却事由及び条件

当社は、いつでも新株予約権を無償で取得し、これを消却することができる。

#### 9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容は、2004年6月24日開催予定の当社第135回定時株主総会において、ストック・オプションのための新株予約権の発行が承認されることを条件としています。

以 上

---

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---